

【適用ガイダンス】

基準 13.4 評価規準

要求事項

内部監査人は、個々の内部監査業務の目標及び範囲に示された、レビューの対象となる活動の各側面を評価するために使用する最も適切な評価規準を識別しなければならない。アドバイザリー業務については、関連するステークホルダーとの合意によっては、評価規準の識別を必要としないこともある。

内部監査人は、取締役会及び最高経営者が、レビューの対象となる活動がその目標及びゴールを達成したかどうかを判断するための適切な評価規準をどの程度確立しているかを評価しなければならない。そのような評価規準が適切である場合、内部監査人はその評価規準を評価に使用しなければならない。その評価規準が不適切な場合、内部監査人は、取締役会や最高経営者との協議を通じて、適切な評価規準を識別しなければならない。

【目的】

本適用ガイダンスの目的は、内部監査人が個々の内部監査業務の目標及び範囲に示されたレビューの対象となる活動を評価するために使用する規準の性質及び協議の対象となる取締役会や最高経営者の解釈を明らかにすることにある。

【ガイダンス】

1. 評価規準の性質

内部監査人は、レビューの対象となる活動を評価するために使用する最も関連性の高い評価規準を識別することを求められている。評価規準の内容は、レビュー対象のあるべき姿または望ましい状態を示すものでなければならず、このあるべき姿と既存の状態（状況）との差異を識別し評価することが個々の内部監査業務の基本である。したがって、評価規準は比較を可能ならしむ程度に具体的かつ実践的でなければならない。

また、評価規準と既存の状態の差異が発見事項であるため、その重大性を判断し、意味の

ある結論を導くために妥当な評価規準が必要となる。評価規準の妥当性は、関連性があり、組織体及びレビューの対象となる活動の目標に沿っており、信頼性の高い比較が行えるか否かを内部監査の専門職として判断する。

したがって、評価規準は以下の性質を持つものでなければならない。

- ① レビューの対象となる活動と関連性がある（レビュー対象のあるべき姿、望ましい状態を示している）。
- ② 組織体及びレビュー対象となる活動の目標に沿っている。
- ③ あるべき姿と既存の状態との比較の信頼性が高いと内部監査の専門職として判断できるほど詳細である。

2. 協議の対象となる取締役会や最高経営者

内部監査人は、取締役会及び最高経営者が使用する評価規準について、上記①から③に照らして妥当であるか判断することになる。内部監査人がその規準を妥当であると判断した場合には、当該規準を評価に使用し、妥当ではないと評価した場合には、取締役会や最高経営者と協議の上、相応の評価規準を識別しなければならない。ただし、後者の場合、内部監査人が評価規準を作ることを求めるものではない。

なお、協議する取締役会や最高経営者とは、以下のうち少なくともいずれか1つ以上を指す。

- ① 取締役会（会社法上の機関）
- ② 最高経営者
- ③ 最高経営者を含む会議体